

<補助事業について>

Q1: どういった目的の補助事業ですか。

特定空家等やそれに準ずるものなど、周辺へ悪影響を与えているものを解体することで状況を改善することを目的としています。
そのほか、接道がなく再建築不可のものや耐震性を有していないものを解体することで、利活用を促すことを目的としています。

Q2: 特定空家等やそれに準ずるものとはどのようなものですか。

市職員が基準に基づき採点した結果一定以上になり特定空き家等またはそれに準ずるものと認定されたものです。
既に認定されているもの以外は、相談をいただいてから調査します。